

議案第25号

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和54年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「個人番号カード（電子署名）」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名）」に改め、「第153号）」の次に「第22条第7項（同法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同法」を加え、「第35条の2第1項」を「第35条の2第7項の規定により同条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の公布により、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法等が改正されたことに伴って、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用が開始されるため、基山町印鑑の登録及び証明に関する条例を改正する必要がある。

令和8年6月12日原案可決